

社会保障・税番号制度のご案内〈マイナンバー〉

★マイナンバー（社会保障・税番号）とは国民一人ひとりがもつ12桁の番号です。

個人カードの申請方法についてご案内します。

通知カードと一緒に、「個人番号カード交付申請書」が送付されます。

申請書の表面には、あらかじめ氏名や住所が印字されています。印字内容に誤りがないことを確認してください。※申請書の印字内容が現在の状況と違う方は、その申請書が使えません。申請書を交換しますので、町民課戸籍年金係においでください。

①郵便で申請する方法

申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼付のうえ、申請用封筒を利用し申請します。

②スマートフォン・パソコンを利用して申請する方法

スマートフォンのカメラやデジタルカメラ等で顔写真を撮影し、インターネットを利用して申請します。

③役場町民課に申請書を提出する方法

申請書・本人確認書類・印鑑をご持参いただくと、町民課の窓口で顔写真をお撮りします。

通知カード・個人番号カードに関するお問い合わせは

コールセンター ☎ 0570-20-0178 または 白鷹町役場町民課戸籍年金係 ☎ 85-6129

法人の皆さまに法人番号をお届けします。

1 法人番号の概要 ～法人番号の3つのキーワード「指定」「通知」「公表」～

指 定 法人番号は国税庁長官が、①株式会社等の設立登記法人のほか、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に対して1法人1つの番号（13桁）を指定します（※1）。

通 知 法人番号の指定を受けた法人等の登記上の本店または主たる事務所の所在地に通知書を郵送します（※2）。

公 表 法人番号の指定を受けた法人等の3情報（①名称、②所在地、③法人番号）をインターネット（国税庁法人番号公表サイト）で公表します。

（※1）法人の支店・事業所や個人事業者、民法上の組合等には指定しません。

（※2）通知先には、国税に関する法律に規定する届出書に記載された所在地を含みます。また、地域ごとに準じ通知していくこととしております。具体的なスケジュールや通知方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

2 法人番号の活用メリット

わかる。

法人番号により法人等の名称・所在地がわかる。

（例）法人番号をキーに法人の名称・『所在地が容易に確認可能

つながる。

法人番号を軸に法人等がつながる。

（例）複数部署緒またはグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化

ひろがる。

法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。

（例）行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人側の負担が軽減

法人番号に関する詳細やお問い合わせは

コールセンター ☎ 0570-20-0178 または 公式サイト

